

東中野法律情報局

『法律の成り立ちⅡ』



皆さんは、「法とは、何か」を考えたことはありますか。
法とは、私たちの社会生活の秩序を維持するためのルールです。
他の事物と同様に、法にも歴史があり、私たち人類は長い年月をかけて、現在のような法体制を築きあげてきました。

東中野法律情報局では、前回に引き続き「法律の成り立ち」を特集します。今回は日本の法体制と、法の歴史を見ていきましょう。

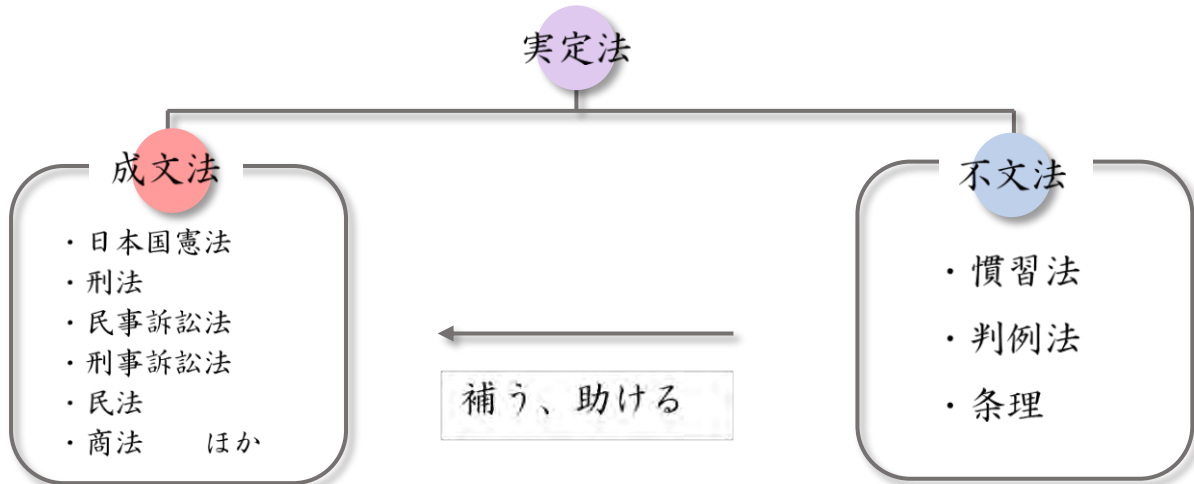
法・法律についてより詳しく知りたい方は、本館3階にて
関連資料を特別展示していますので、どうぞご利用ください。

展示期間	平成29年12月23日（土） ～ 平成30年2月22日（木）
展示場所	東中野図書館 3F 法務情報コーナー
問い合わせ	東中野図書館 住所：中野区東中野1-35-5 電話：03（3366）9581

日本の法 概説

日本では立法機関による制定行為や、裁判所の判例・慣習などをもとにつくり出された法（＝実定法）によって社会秩序を維持しています。実定法は文章化されているか否かで区分し、それぞれ成文法、不文法といいます（図表1参照）。わが国では日本国憲法を筆頭とした成文法が主要な法であり、これを助け、補うのが不文法の役割です（図表2参照）。

図表1 実定法・成文法・不文法関係図

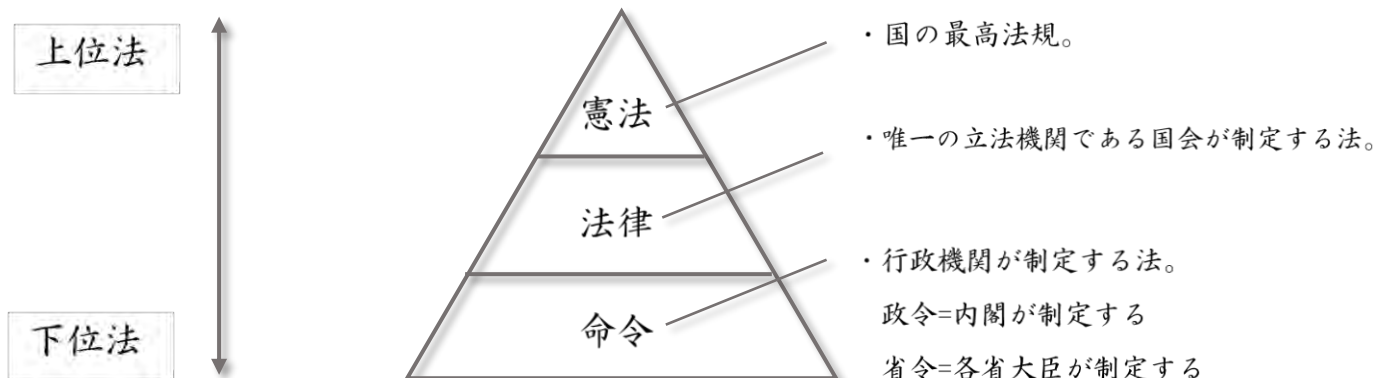


図表2 不文法解説

慣習法	繰り返し行われてきた慣習のうち、その慣習に従うことが社会秩序を維持するために必要であると、社会一般に意識されるようになった慣習のこと。ただし、公序良俗に反するものは認められない。
判例法	裁判の判決の中で先例となるものを判例という。同じような事件について、同様の判決が繰り返し下されると、判例に一定の方向性が生じて後の同様の裁判を拘束し、事実上の法としてはたらくことになる。このような法を判例法という。
条理	事物の道理・筋道のこと。裁判において、成文法や慣習法の欠陥を補充するために採用されることが多い。社会通念、公序良俗などは条理を表現しているといえる。

法には上位、下位など序列があります（図表3参照）。数ある実定法の中でも頂点に位置するのが、憲法です。日本の憲法は「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」の3つを基本原理とした最高法規です。下位法にあたるその他の法律※や命令は、憲法の理念を実現するために定められます。

図表3 法のピラミッド



※法と法律の違いについて

法: 社会生活を維持し統制するために、強制力をもって行われる社会規範。（大辞林 第三版）

法律: 法と同義の用法もあるが、一般には国会の議決を経て制定される法の一形式。（世界大百科事典）

日本の法 概説

日本の法の数には現在 1955[※]と、膨大な数にのぼります。今回は、これら法を代表的な 10 のグループに分類し、図示します。日本の法の一端に触れてみましょう。

※ 憲法（1）と法律（1954）の数を足した数。平成 29 年 4 月時点 http://www.soumu.go.jp/main_content/000492195.pdf

図表 4 代表的な日本の法と関連法

代表的な 10 法	概要（上段）と関連法（下段）
憲法	国家の基本的事項を定め、他の法律や命令で変更することのできない、国家最高の法規範。 【日本国憲法】
民法	市民生活における市民相互の関係、つまり財産関係（売買、賃貸借、不法行為など）と家族関係（夫婦、親子、相続など）を規律する法。 【民法、中間法人法、不動産登記法、区分所有法、借地借家法、戸籍法】
商法	企業そのものや、企業間の取引、また一般の消費者などの間の取引といった、企業をめぐる関係に適用される法。 【商法、会社法、商業登記法、手形法、小切手法】
民事訴訟法	民事裁判の手続を規律する法規の総体。 【民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法】
刑法	いかなる行為が犯罪となり、いかなる刑が科せられるかという、罪と罰の具体的内容を規定する法。 【刑法、軽犯罪法、ストーカー規制法、覚醒剤取締法、売春防止法】
刑事訴訟法	刑事裁判の手続を規律する法規の総体。 【刑事訴訟法、監獄法、犯罪者予防更生法】
行政法	行政の組織と作用に関する法の総称。特に、行政権の主体である国または地方公共団体と国民との関係を定める法規。 【内閣法、国家公務員法、地方公務員法、地方自治法、行政手続法】
社会法	社会的、公共的利益を指標とする法の総称。 【労働基準法、労働組合法、社会福祉法、生活保護法、児童福祉法】
経済法	資本主義経済が高度に発達した結果生じた諸弊害を克服するため、国家権力によって経済活動の自由を規制する法規の総称。 【独占禁止法、不正競争防止法、消費者保護基本法、中小企業基本法】
国際法	国際社会に適用される法。おもに国と国の間の関係を規律する。 【国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約、児童の権利に関する条約】

※表は「図解雑学 六法」（三木 邦裕/著）より抜粋



調べてみよう

上に挙げた一覧は日本の法の一部にすぎません。上記の分類の他にも産業や環境、観光に関する法などと細分化したり、法と法の間を整理することもできます。

例えば、皆さんが利用する公立図書館も「図書館法」という名の法律によって定められています。実はこの図書館法、とある法を基に成立している（根拠法がある）のですが、その法は何でしょうか。



検索ワード：図書館法、根拠法

※答えは、最終ページで確認しましょう⇒



法の歴史（古代・中世）

日本の法の歴史は現存する記録をたどると、飛鳥時代までさかのぼることができます。今回は、飛鳥時代から昭和における日本国憲法制定までの約1300年にわたる法の歴史を概観します。

参考文献「史料で読む日本法史」（村上 一博/編） 年表は「日本法の歴史」（斎川 眞/著）より抜粋

古代

～飛鳥、奈良、平安時代～

603年	冠位十二階（伝承）
604年	十七条憲法（伝承）
670年頃	○近江令（伝承）
690年頃	○飛鳥浄御原令（伝承）
701年	○大宝律令
757年	○養老律令
平安末期頃	×法曹至要抄

中世

～鎌倉、室町、安土桃山時代～

1207年	×裁判至要抄
1232年	△御成敗式目
1336年	△建武式目
	□大内家壁書
1440年頃	□今川仮名目録
～1600年頃	□甲州法度
	□長宗我部元親百箇条 ほか



推古天皇像（土佐光芳画）

【古代の法】

推古天皇の時代（六世紀末から七世紀前半にかけて）隋・唐から**律令**が伝えられる以前には、地域共同体の内部秩序および、それらを束ねる政治的権力（族長）による規制として不文法（慣習）が大きな力を持っていたようです。この時代の裁判はもっぱら、族長による**盟神探湯**（くがたち）などの神判に委ねられていました。

その後、律令が伝わり近江令、大宝・養老律令が編纂施行される（律令法時代）と、成文法がもっとも重要な法規範となりました。



絹本着色伝源頼朝像（神護寺三像）



検索ワード：律令（年表中、○表示）、盟神探湯

【中世の法】

十世紀頃から支配権力の分立が目立ちはじめ、大きくわけて三つの法が形成されます。ひとつは、古代国家が解体衰退するなかで形骸化していた律令に代わって形成された**公家法**。次いで、当時の王朝権力を構成する貴族や、大社寺など個々の荘園領主による荘園支配のための**本所法**、そして新たに勃興した武家権力において生まれた**武家法**が、それぞれの支配を支える法規範・法秩序として存在していました。



紙本着色織田信長像（狩野元秀画）



検索ワード：公家法（年表中、×表示）、荘園、荘園領主、本所法、
検索ワード：武家法（年表中、△表示）

【分国法】

十五～十六世紀頃になると、守護大名などによる領国化が進む中で成長を遂げ、分国支配を実現した戦国大名たちはこぞって家法（**分国法**）を定め、成文法中心の統治支配が進行しました。家臣同士の紛争における喧嘩両成敗法は、分国法の代表として挙げられます。

織田・豊臣時代の法は分国法とは異なり、全国的な社会統制を目指していましたが、統一的な法典を編纂するにはいたらず、楽市楽座や刀狩といった、あくまでも単行法（個別の問題事例に対応した法）が中心でした。



検索ワード：領国支配、家法、分国法（年表中、□表示）

法の歴史（近世・近現代）

ここでは前ページ（古代、中世の歴史）に続いて、近世、近現代の法の歴史を概観します。

参考文献「史料で読む日本法史」（村上 一博/編） 年表は「日本法の歴史」（斎川 眞/著）より抜粋

近世

～江戸時代～

1615 年	◇武家諸法度 ◇禁中並公家諸法度
1660 年	☆万治制法
1742 年	◇公事方御定書
1744 年 ～1841 年	御触を集めた法令集 御触書寛保集成 御触書宝暦集成 御触書天明集成 御触書天保集成



徳川家康像（狩野探幽画）

江戸時代になると、江戸幕府が定めた幕府法および、各藩が藩内を治めるために個別に定めた藩法（両法あわせて**幕藩法**）が全国を実質支配する時代となりますが、朝廷では公家法が依然として機能していたようです。

幕藩法は、**触書**の形式による成文法が中心であり、慣習を主とした不文法は、民衆の間で機能していました。



伊藤博文（近世名士写真）



検索ワード：江戸幕府法（年表中、◇表示）、藩法（年表中、☆表示）、触書

【近世の法】

【近代の法】

明治時代には、西欧諸国から**近代法**が伝わり、日本でも採用されると成文法が圧倒的に重要な規範となります。維新後には、中央集権的な治安維持に重要な刑事法として新律綱領・改定律例が成立。その後、旧刑法および治罪法が編纂・施行されます。以降、本格的な法典整備の時期に突入し、**大日本帝国憲法**をはじめ、民法、商法が次々と施行され、ここに近代的な法典編纂と司法制度が一応の実現をみることになります。



検索ワード：近代法、大日本帝国憲法



※右挿絵

【日本国憲法】

日本国憲法は太平洋戦争の終結後、ポツダム宣言の受諾に伴い制定されました。それまで存在していた大日本帝国憲法との大きな違いとして、三つの基本原理（国民主権、平和主義、基本的人権の尊重）が挙げられます。

旧憲法では主権者は天皇でした。天皇は神聖で不可侵の存在であり、保障される権利はすべて天皇から国民に対する恩恵として与えられた権利であると捉えられており、**基本的人権**（人が生まれながらに持っている権利）を尊重し、国の政治の最終意思決定権である**主権は国民にある**とする現憲法とは、大きく異なります。

また、現憲法では第9条で**戦争を放棄**し、**戦力の不保持**を宣言していますが、大日本帝国憲法にはこのような規定はなく、軍隊の存在と戦争遂行を前提とする規定が存在していました。



検索ワード：基本的人権、国民主権、平和主義

※太平洋戦争終結後に短期間使用された中学校1年生用社会科の教科書『あたらしい憲法のはなし』での、日本国憲法の三原則を表した挿し絵。



東中野法律情報局 調査部

ここでは、知りたい情報の調べ方をご紹介します。

1. キーワードを挙げる

まずは調べたい事柄に関する言葉を、あらかじめ書き出しておくといよいでしょう。

【法律（法学、法律学）に関するキーワード】

法学・法律学・法制史（学）・法哲学・法社会学・比較法学・理論法学・法解釈学（解釈法学）
法思想・実定法・成文法・不文法・慣習法・判例法・条理

2. 検索エンジンを活用する

インターネットの検索エンジンを使った資料の検索方法です。

『中野区立図書館ホームページアドレス』

<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

中野区立図書館のホームページや利用者用検索機（OPAC）で調べてみましょう。

『東京都立図書館統合検索』

http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/?page_id=8027

東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館』

<http://www.ndl.go.jp/>

国会図書館の蔵書について一括して検索できます。

『法令データ提供システム』

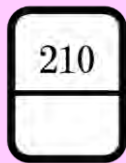
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

日本国内の法令の内容を検索できます。

3. テーマの棚を調べる

中野区立図書館ではNDC（日本十進分類法）と呼ばれる記号をそれぞれの資料に割り振り、ラベルを貼って分類・整理しています。

【日本史】



【法制史】



4. 関連機関を活用する

【裁判所】

<http://www.courts.go.jp/>

日本各地の裁判所のウェブサイトへの入口。裁判所全体に関わる情報掲載もあります。
最高裁判所と、各地の裁判所から情報を提供しています。

【法テラス】

<http://www.houterasu.or.jp/>

“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う機関。法的トラブルに対応した相談窓口があります。

・法テラス東京

電話：050-3383-5300 ※平日 9:00～17:00

所在地：〒160-0023 新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13F

3階 特別展示資料

ここでは、今回のテーマである「法律の成り立ち（日本）」に関する展示資料をリストアップします。

法の歴史（日本）

タイトル	著者 編者名	出版社	出版年	請求記号
新体系日本史2 法社会史	水林 彪ほか／編	山川出版社	2001	210.08 シ
日本古代史	長谷山 彰／著	慶應義塾大学出版会	2016	210.3 ハ
江戸の町奉行	石井 良助／著	明石書店	2012	322.1 イ
古文書に見る江戸犯罪考	氏家 幹人／著	祥伝社	2016	322.1 ウ
近世日本の訴訟と法	大平 祐一／著	創文社	2013	322.1 オ
江戸時代の地方役人と村人の日常的日々	神谷 智／著	シンプリ	2017	322.1 カ
江戸のお裁き	河合 敦／著	角川学芸出版	2010	322.1 カ
日本近代法制史	川口 由彦／著	新世社	2014	322.1 カ
日本法制史のなかの国家と宗教	小島 信泰／著	創文社	2016	322.1 コ
近世江戸の都市法とその構造	坂本 忠久／著	創文社	2014	322.1 サ
史料で読む日本法史	村上 一博／編	法律文化社	2016	322.1 シ
律令制から立憲制へ	島 善高／著	成文堂	2009	322.1 シ
喧嘩両成敗の誕生	清水 克行／著	講談社	2006	322.1 シ
耳鼻削ぎの日本史	清水 克行／著	洋泉社	2015	322.1 シ
中世の法秩序と都市社会	高谷 知佳／著	塙書房	2016	322.1 タ
平安時代の死刑	戸川 点／著	吉川弘文館	2015	322.1 ト
日本近現代法史＜資料・年表＞	藤田 正／編著	信山社出版	2015	322.1 ニ
日本現代法史論	山中 永之佑／監修	法律文化社	2010	322.1 ニ
日本法制史	浅古 弘／編	青林書院	2010	322.1 ニ
民衆から見た罪と罰	村井 敏邦／著	花伝社	2005	322.1 ム
中世社会の刑罰と法観念	渡邊 俊／著	吉川弘文館	2011	322.1 ワ

東中野図書館からのお知らせ



おはなし会



赤ちゃん向けおはなし会

1月8日(月)

2月5日(月)

午前11時～午前11時30分まで

0～3歳のお子さん向けの絵本の読み聞かせや、お母さんやお父さんと一緒に布や身体を使ったわらべうたなどを行います。

楽しく遊びながら絵本に触れるチャンスです、みんなで楽しみましょう！



保育園・幼稚園・小学生向けおはなし会

1月10・17・24・31日(水)

2月7・14・21・28日(水)

午後3時30分～午後4時まで

ちょっと大きくなったお子さん向けのおはなし会です。絵本の読み聞かせや手遊び歌、パネルシアターなど盛りだくさん！楽しい思い出を図書館で作りましょう！

詳しくは毎月発行の「ひがしなかのだより」をご覧ください。
毎月テーマにそった絵本も紹介しています。絵本選びの参考にどうぞ！



※調べてみようの答え

教育基本法と、社会教育法。それぞれ第十二条、第九条に規定あり。六法全書を使って調べてみよう。